

建物清掃業務共通仕様書

建物清掃業務共通仕様書は、堺市（以下「本市」という）が発注する建物清掃業務の一般事項を示すものである。その他必要な事項は、特記仕様書によるものとし、特記仕様書の内容を優先する。

I 基本的事項

1 清掃業務を実施するにあたっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守し常に建築物等を衛生的に管理すべくこの仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

2 暴力団等の排除について 別紙のとおり

II 一般事項

1 清掃業務の範囲

- ①家具、什器等（容易に移動が可能なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
- ②次に掲げる場所は、特記がない限り省略できる。
ア家具、什器等（容易に移動が可能なものを除く）に接する部分。
イ高圧電気設備、高圧機械設備または運転中の動力部分等、清掃が極めて危険な部分。

2 清掃時間及び作業日

特記仕様書のとおり。

3 臨機の措置

臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を業務責任者を通じて監督員に報告し指示を受ける。

4 業務責任者

- ①業務責任者を選定し、本市に報告すること。
- ②業務責任者に異動があるときは、事前に連絡し本市に報告すること。
- ③業務責任者は日常清掃、定期清掃の作業計画書、及び使用する資機材、衛生消耗品一覧を提出し、監督員の承認を得る。
- ④業務責任者は業務担当者名簿を提出し、業務担当者への作業指示書も併せて提出する。

5 現場責任者

- ①現場責任者とは業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。
- ②業務担当者の中から現場責任者を選定し、監督員に届け出ること。現場責任者を変更した場合も同様とする。
- ③現場責任者は作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者とする。
- ④現場責任者は業務責任者を兼ねることができる。

6 業務担当者

- ①業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ②法令により、業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

7 清掃業務の監督

清掃業務始業前（年度当初）に、業務責任者は監督員の指示を受ける。

8 常時の巡回

業務責任者は清掃区域を常時巡回し仕様書に沿って業務が行われているか、問題箇所がないかを監視し、適切な処置を行う。

9 清掃業務の検査

清掃業務終了後、業務責任者は監督員に業務報告書及び業務完了届を提出し検査を受ける。なお、業務報告書には従事した現場責任者、業務担当者名を記載すること。

10 清掃業務協議の出席

本市が必要と認める時は、本市の監督員及び検査員の開催する清掃業務協議に業務責任者は出席して指示、指導を受ける。又、業務改善を指摘された場合は業務改善対策の報告書を指定された期日までに提出しなければならない。

11 資機材

使用する資機材は品質良好、清潔かつ最適なものを使用し、清掃場所に応じたものを使用する。なお、機材については、機能の劣化等がないか定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。

12 衛生消耗品（ポリ袋を含む）

- ① 使用する衛生消耗品は環境問題に配慮したものを使用する。
- ② ポリ袋は、透明又は白色半透明を使用する。

13 資機材の保管

使用する資機材及び衛生消耗品は、監督員より指示された場所に整理し保管する。

14 清掃業務に係る経費

- ① 清掃業務に係る資機材及び衛生消耗品は受注者の負担とする。
- ② 清掃業務上必要な電力、水道、ガスについては本市の負担とする。ただし、節電、節水等、省資源に努める。
- ③ 日常清掃員の使用する控室及び備品については、本市が指定してそれを貸与する。なお、本市貸与品以外の備品等の使用にあたっては監督員と協議する。

15 業務責任者及び作業員の服務

- ① 業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう業務計画書の作成、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。
- ② 業務責任者は業務中、火災及び盗難等事故が起こらないよう注意する。
- ③ 業務責任者を補佐する者は、業務責任者不在のときこれを代行する。ただし、その場合、業務責任者は予め監督員に補佐する者を指名し、本市に報告すること。
- ④ 業務責任者は常に所在をあきらかにし、連絡が取れるようする。
- ⑤ 清掃業務に従事する者は、清楚かつ清潔な制服を着用し、胸には名札をつける。
- ⑥ 清掃業務中は言動に注意し、来庁者、本市職員、その他の者に不快感を与えない。
- ⑦ 清掃業務に従事する者は、庁舎内の広報以外の書類のほか情報の閲覧、複写等一切してはならない。什器の開閉、電子機器通電もしてはならない。
- ⑧ 敷地内での喫煙はしてはならない。
- ⑨ 清掃業務に従事する者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

16 その他の注意事項

- ① 清掃機材を使用するときは、取扱に注意し建築物、什器、備品等に傷をつけてはならない。傷をつけたときは業務責任者を通じて監督員に報告し、洗剤、剥離剤、維持剤等で汚損したときは完全に除去する。
- ② 本業務の履行に伴い生じた廃棄物（使用済みの剥離剤、タオル等）の排出事業者は受注者とする。受注者は、関係法令等を遵守し、適切に処理すること。ただし、各場所で集めたごみ等の排出事業者は発注者とする。
- ③ 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理設備については、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等の措置を講じること。
- ④ 清掃業務中に庁舎等の破損箇所及び落書きを発見したときは、速やかに本市担当者に連絡する。

- ⑤ 使用する資機材及び衛生消耗品以外のものを庁舎内に搬入しない。
- ⑥ 引火性の薬品や毒性の薬品を使用する場合は、事前に監督員に報告する。
- ⑦ 精密機器が設置されている場所は、機器の故障原因とならないよう十分注意する。
- ⑧ 人に危害を与える動物や不審物を発見したときは速やかに監督員に報告する。
- ⑨ 備え付けの衛生消耗品の残量に注意し、常に補充を行う。
- ⑩ 受注者は、業務以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。
- ⑪ 業務に危険が伴う場合は、ヘルメットの着用義務等の安全管理を図ること。
- ⑫ この仕様書に記載のない事項の軽微な作業については、監督員と協議のうえ実施する。

III 用語

1 日常清掃

- ① 日常清掃とは、日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務。
- ② 清掃時間帯については、別途監督員の指示を受ける。
- ③ その他詳細な条件がある場合は特記仕様書による。

2 週間清掃

- ① 週間清掃とは、週単位等の比較的短い周期で日常的に行う清掃業務。
- ② その他詳細な条件がある場合は特記仕様書による。

3 定期清掃

- ① 定期清掃とは、月単位、年単位等の長い周期で定期的に行う清掃業務。
- ② その他詳細な条件がある場合は特記仕様書による。

4 臨時清掃

予定外の行事や突発的な事情が生じて、通常の作業の流れを中断して臨機のクリーニングを行う業務。日常清掃、定期清掃に含まない別途契約の清掃業務。

5 点検清掃

日常清掃において、清掃対象地域を定期的に巡回し汚れている箇所の清掃、衛生消耗品の補充等、適宜必要に応じた作業を行うこと。

6 衛生消耗品

衛生消耗品とは、トイレットペーパー（古紙100%）、水せっけん、消臭剤、傘袋、業務に必要なポリ袋等をいう。

7 資機材

- ① 資材とは洗剤、床維持剤、タオル、たわし等消耗品的なもの。
- ② 機材とは床磨き機、真空掃除機、自動床洗浄機、カーペット洗浄機、モップ等耐久材的なもの。

8 床材

- ① 弹性床材とは塩化ビニル系、リノリウム系、ゴム（ラバー）系、アスファルト系、プラスチック系塗り。
- ② 木質床材とは硬木系、コルク系。
- ③ 石材床とは天然石材系、人造石材系。
- ④ 陶磁器床材とはタイル系。
- ⑤ コンクリート床材とはコンクリート・モルタル系。
- ⑥ カーペット床材とは、カーペット系、カーペットタイル系。
- ⑦ 疊とは、い草及びビニルで編まれたもの。
- ⑧ フリーアクセスフロアとは、配線システムを床下に収納した二重床。

IV 建物内部の作業項目（床材別）

1 床の清掃（日常清掃）※週間清掃も以下に準ずる

1-1 弹性床材

- ①自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ②ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは油が床面に付着するので避けた方がよい。もし油剤を含んだモップを使用した場合は、10日に1回程度の割合で、洗剤を用いて床を全面的に拭きあげ、床に付着した油を除去する必要がある。
- ③モップで水拭きまたは洗剤拭きする。

以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-2 木質系床材

- ①自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ②油剤を含まないダストモップで除塵する。
- ③固く絞ったモップで水拭きする。ただし表面処理されている場合は問題ないが、表面処理されていない場合は水分の量に細心の注意が必要である。

以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-3 石材系床材

- ①自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ②ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようとする。
- ③湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。
- ④モップで水拭きまたは洗剤拭きする。

以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-4 陶磁器系床材

- ①自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ②ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようとする。
- ③湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。
- ④モップで水拭きまたは洗剤拭きする。

以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-5 コンクリート系床材

- ①自在箒または真空掃除機で除塵する。
- ②ダストモップで除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けるようとする。
- ③湿ったおがくずを撒き、それをフロアブラシで押す。
- ④モップで水拭きまたは洗剤拭きする。

以上のいずれかの方法によるか、またはそれらの方法を併用して行う。

1-6 カーペット床材

- ①表面の目につくごみはカーペットスイーパーで回収する。カーペットスイーパーで除去できない乾性の汚れ（繊維くず・紙くず・土砂等）に対しては真空掃除機を用いる。
- ②カーペットにしみがあった場合は、洗剤をしみに作用させ、タオルの上をブラシで押させて、タオルにしみを付着させて除去する。残留した洗剤は、タオル・スポンジ・ペーパーなどを用いて吸い取る。
- ③カーペットに煙草の焼け焦げ・ほつれなどがあった場合は、カッター・ハサミを用いて、パイルの目に沿ってその範囲をできるだけ小さくカットし、パイルに傷をつけないように注意をはらった上で、接着剤でその部分を固定する。

1-7 畳

真空掃除機で除塵する。

1-8 フリーアクセスフロア

- ①真空掃除機で除塵する。
- ②乾式モップ（ダストクロス型モップ）で除塵する。

2 床の清掃（点検清掃）

2-1 弹性床材

汚れが目につく箇所は、適宜スプレーバフ（床維持剤は2倍希釀以上がよい）を行うか、またはスプレークリーニング（洗剤はごく薄く希釀する）を行う。

2-2 木質系床材

- ①表面処理された床で汚れがあった場合は、薄い洗浄液で拭く。
- ②表面処理された床で光沢がかなりおちた場合は、バフをする。
- 2-3 石材系床材
ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。
- 2-4 陶磁器系床材
ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。
- 2-5 コンクリート系床材
ブラックマーク・ヒールマーク・固着物などの付着物は適宜除去する。
- 2-6 カーペット床材
特に汚れが目につく箇所は、適宜スポットクリーニングを行う。
- 2-7 疊
①真空掃除機で除塵する。
②雑巾で水拭きする。
- 2-8 フリーーアクセスフロア
①ブラックマーク・固着物などの付着物は定期的に除去する。

3 床の清掃（定期清掃）

- 3-1 弹性床材
 - ①-①物品を移動する。
洗浄する場所にある物品のうち、移動できる物に限り室外に移動し作業を行いやすいようにする。
 - ①-②床を掃く。
自在箒または真空掃除機で床面のごみを掃き取る。
 - ①-③洗浄液を塗布する。
洗浄液が幅木・壁面・什器備品などに付着しないように注意して、専用モップで洗浄液を塗布する。なお、剥離洗浄のときはこの工程で剥離剤を塗布する。
 - ①-④床を洗浄する。
洗浄液が乾かないうちに床みがき機で床を洗浄する。
 - ①-⑤汚水を取る。
ア洗浄液が乾かないうちに、フロアスクリイナーまたは湿式真空掃除機で汚水を取る。
イ幅木・壁面・什器備品等に汚水が飛散したとき、直ちにタオル等で拭き取る。
 - ①-⑥水拭きする。
汚水除去後直ちに、水モップで概ね3回ぐらい拭きあげる。なお、剥離洗浄の場合は、中和剤で中和する。
 - ①-⑦床を乾燥する
拭き終わったら床を十分に乾燥する。
 - ①-⑧床維持剤を塗布する。
ア専用モップで、床維持剤を格子塗りにて塗布する。
イ1回目に塗布した床維持剤が完全に乾燥してから2回目を塗る。
以下同様にする。
 - ①-⑨床面を乾燥する。
塗り終わったら塗膜を十分に乾燥する。
 - ①-⑩物品を元の位置に戻す。
作業前に移動した物品を元の位置に戻す。
- なお、①-③及び①-④については、自動床洗浄機で行ってもよい。また、剥離洗浄については、キズや汚れが塗膜表面だけでなく床面にまで深く入り込んでしまった場合に行わなければならない。（年1回以上）
以上であるが、次のことに注意を払わなければならない。

（1）リノリウム系

- a 材質に適する床維持剤（半樹脂ワックスが適している）を選択する。
- b 床維持剤に反応して粉化現象を起こしやすい材質なので、湿度の高いときの塗布は避ける。

（2）ゴム（ラバー）系

- a 強アルカリ性の洗剤を用いると変色するので注意する。
- b アルカリと反応して粉化現象を起こしやすいので十分に水拭きする。
- c 洗浄には原則として赤パッドを用いる。
- d 床維持剤の厚塗は避け、2層塗り以上する。
- e 剥離洗浄する場合は、剥離剤の希釀倍率に注意する。

(3) アスファルト系

- a 洗浄したときは、十分な水拭きを行う。
- b 洗浄したときは、湿式真空掃除機で汚水を回収する。
- c 水性ワックスを用いる。

(注) 塩化ビニル系、リノリウム系に使用する床維持剤は J I S K - 3 9 2 0 の試験方法に準じた試験方法を行った場合に、対摩耗性、対ブラックヒールマーク性、対スカッフマーク性、対レベルング性において特に優れた性能評価が実証されている物を使用しなければならない。

3 - 2 木質系床材（シールされた床）

②-① 物品を移動する。

邪魔なものをできるだけ室外に移動する。

②-② 床を洗浄する。

溶剤（原液）を含ませたおがくずを床に撒き、床みがき機にブラシを装着して洗浄する。

②-③ 床を掃く。

自在箒で床面のおがくずを掃き取る。

②-④ 床面を乾燥する。

おがくずを掃き取り後、床面を十分に乾燥する。

②-⑤ 床維持剤を塗布する。

ア専用モップで、床維持剤を格子塗りにて塗布する。

イ 1回目に塗布した床維持剤が完全に乾燥してから2回目を塗る。

2回目まで塗布する。

②-⑥ 床面を乾燥する。

塗り終わったら塗膜を十分に乾燥する。

②-⑦ 床面をみがく。

乾燥後、バフして仕上げる。

②-⑧ 物品を元の位置に戻す。

作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

なお、②-②から②-⑦については、『洗剤を薄く希釀し、これを少量、小範囲に塗布し、すばやく洗浄し、汚水を拭き取り、乾燥後乳化性または樹脂性床維持剤を塗布（2回まで）して仕上げる』に代えることができる。

また、特にウレタン塗装された床を洗浄する場合は、洗浄液に浸した綿パッドを固く絞り、これを床みがき機に装着し洗浄し、仕上げ拭きの後、床を乾燥し樹脂系床維持剤を塗布（1回）して仕上げる。スプレーを用いてもよい。

以上であるが、次のことに注意を払わなければならない。

コルク系

- a 表面が目止めされていないものは、汚れが内部に入らないうちにウレタン塗料や、樹脂系の目止め剤等で目止めを行う。
- b ワックスの塗布は、3回ぐらいまでとし、重ね塗りしない。
- c 洗浄するときは、できるだけ研磨力の少ないパッドを使用し常に樹脂被膜が残るようにする。

3 - 3 石材系床材

床の洗浄は、弾性床材と原則的には同じだが、次のことに注意を払わなければならない。

- a パッドによる洗浄のほか、ブラシ洗浄の併用。
- b 材質により、おがくずによる洗浄方法を行う。
- c 目地のセメントモルタルは、酸やアルカリの影響を受けやすいので注意する。
- d 花崗岩は弱酸には耐えるが、大理石・テラゾは極めて酸に弱いので注意する。
- e 洗浄後、原則的に特に床維持剤による仕上げは必要としないが

状況により塗布する。

f 油じみがある場合、溶剤入り洗剤と珪藻土を練り合わせたペースト状のものを塗り付け、乾いた後でこすり落とす。

3-4 陶磁器系床材

床の洗浄は、弹性床材や石材系床材と原則的には同じだが、次のことに注意を払わなければならない。

a パッドによる洗浄のほか、ブラシ洗浄の併用。

b 建材そのものは、耐酸・耐アルカリ性であるが、モルタル目地を（強酸・強アルカリ）で傷めないよう注意する。

c 洗浄後、原則的に特に床維持剤による仕上げは必要としないが状況により塗布する。

3-5 コンクリート系床材

床の洗浄は、石材系床材や陶磁器系床材に準じて行う。

3-6 カーペット床材

⑥-① 物品を移動する。

邪魔なものをできるだけ室外に移動する。

⑥-② カーペットの洗浄。

カーペットの材質及び汚れの程度により、スクラバー方式、ローラーブラシ方式、エクストラクター方式、スチーム洗浄方式、パウダー方式、バフイングパッド方式のいずれかの方式を選択して行う。

⑥-③ 物品を元の位置に戻す。

作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

3-7 窓

⑦-① 物品を移動する。

洗浄する場所にある物品のうち、邪魔になるものをできるだけ室外に移動する。

⑦-② 床の除塵。

真空掃除機で除塵する。

⑦-③ 床の洗浄

中性洗剤を含ませた雑巾で拭く。

⑦-④ 床の水拭き

雑巾で水拭きする。

⑦-⑤ 物品を元の位置に戻す。

作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

3-8 フリーアクセスフロア

⑧-① 物品を移動する。

洗浄する場所にある物品のうち、邪魔になるものをできるだけ室外に移動する。

⑧-② 床の除塵。

真空掃除機で除塵する。

⑧-③ 床の洗浄並びに床維持剤の塗布。

自己再分散性樹脂ワックスをモップにて塗布。

⑧-④ 床面を乾燥する。

塗り終わったら塗膜を十分に乾燥する。

⑧-⑤ 物品を元の位置に戻す。

作業前に移動した物品を元の位置に戻す。

なお、⑧-②から⑧-④については、パウダーによるドライクリーニング方法でもよい。

V 建物内部の作業項目（床以外）（日常清掃または定期清掃）

※週間清掃は日常清掃に準ずる

ア. 壁

①（部分拭き）汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。

②（除塵）羽毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。

③（部分洗浄）固定した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。

イ. ガラス扉

- ① (部分拭き) 汚れの目立つ部分をタオルで水拭きまたは乾拭きする。
- ② (全面洗浄) ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、窓用スクリーナーで汚れを取る。

ウ. 扉

- ① (部分拭き) 汚れた部分を、水または専用洗剤を用いて拭く。
- ② (部分洗浄) 固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

エ. 照明器具

(拭き) 洗剤(中性あるいはアルカリ性)を用いて、管球、反射板やカバーを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は溶剤で拭き取り、水拭きする。

オ. 空気調和機の噴出口及び吸込口

(洗浄) 吹出口、吸込口下の床面を養生し、吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。さらに、吹出口、吸込口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

カ. ブラインド

(拭き) 中性洗剤を用いて、羽根等を拭き上げる。

キ. フロアマット

- ① (除塵) 真空掃除機で吸塵する。
- ② (洗浄) 洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。

ク. 什器備品

- ① (除塵) タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ② (拭き) タオルで水拭きする。

ケ. ごみ箱

(ごみ処理) ごみを収集し、容器を拭く。

コ. 金属部分

- ① (除塵) タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ② (磨き) 専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

サ. 窓台

- ① (除塵) タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- ② (拭き) タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。

シ. スイッチ周り

(拭き) 固く絞ったタオルで水拭きまたは洗剤拭きする。

ス. 消火器及び消火栓

(除塵) タオル、ダストクロス等で埃を取る。

セ. 掲示板、パンフレットスタンド

(除塵) タオル、ダストクロス等で埃を取る。

ソ. 記載台

(拭き) 固く絞ったタオルで水拭きする。

タ. フラワーポット

(水やり) フラワーポットの土が乾燥しないよう水やりする。

チ. 傘袋スタンド

① (設置) 雨天時、傘袋スタンドをタオル、ダストクロス等で埃を取り玄関に設置する。また、傘袋は適宜補充する。

② (撤去) 必要がなくなれば乾拭きして元の位置に保管する。

ツ. 大便器

(洗浄) 棒たわしまたはスポンジを用い、専用洗剤で洗浄し、洗浄後はよく洗い流し、周囲はスポンジまたはタオルで拭く。

テ. 小便器

(洗浄) 棒たわしまたはスポンジを用い、専用洗剤で目皿や内側の隠れた両サイドの尿石を除去しながら洗浄し、あとはよく水を流す。周囲はスポンジまたはタオルで拭く。

ト. へだて

(部分洗浄) 汚れた部分を、専用洗剤を用いて洗浄する。

ナ. 洗面台

(拭き) スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。

ニ. 鏡

- （拭き）乾拭きして仕上げる。
- ヌ.汚物容器
（汚物処理）内容物を処理し、容器を洗浄する。
- ネ.水出しハンドル
（洗浄）洗剤を用いて、スポンジまたはタオルで洗浄し、水で拭きあげた後、乾いたタオルで仕上げる。
- ノ.衛生消耗品
（補充）トイレットペーパー、水せっけん、消臭剤等の消耗品を頻繁に補給する。
- ハ.流し台
（洗浄）中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
- ヒ.厨芥容器
（厨芥処理）厨芥を処理し、容器を中性洗剤で洗浄する。
- フ.換気扇
（洗浄）洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。
- ヘ.湯沸器
（拭き）タオルで水拭きする。
- ホ.手すり
①（拭き）タオルで水拭きする。
②（洗浄）汚れた部分を洗剤で洗浄し、水拭きする。
- マ.机
①（部分拭き）汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。
②（部分洗浄）固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
- ミ.椅子
（拭き）タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。
- ム.窓ガラス
①（部分拭き）汚れの目立つ部分をタオルで水拭きした後、乾拭きする。
②（全面洗浄）ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、窓用スクリーナーで汚れを取る。
- メ.黒板・ホワイトボード
（除塵）タオル、ダストクロス等で埃を取る。
- モ.公衆電話（台も含む）
①（拭き）タオルで水拭きまたは洗剤拭きする。
- ヤ.その他
上記アからモ以外の作業項目がある場合は、特記仕様書に記載のとおり。

VI 建物周辺の清掃（日常清掃）※週間清掃も以下に準ずる

- 1 玄関周り（外構）
①（除塵）自在箒で塵芥を集め。
②（洗浄）水を撒きデッキブラシで洗浄する。
- 2 犬走り
（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 3 構内通路
（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 4 駐車場
（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。
- 5 嘉芥置場
①（除塵）自在箒で塵芥を集め。
②（洗浄）生ごみ等の臭気が残らないよう水を撒きデッキブラシで洗浄する。
- 6 植込
（拾い掃き）巡回して粗ごみを拾う。

VII ごみ処理

1 運搬

各場所で集められたごみを区別して集積所まで運搬する。

2 処理

①ごみの種類ごとに分別し、分別されたごみを適量な分量にごみ詰めする。

②生ごみ等については、できるだけ臭気を外に逃がさないようにする。

VIII 建物外部の清掃

1 窓ガラス及びガラス扉

- ① (洗浄) a ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。
b ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。

2 アルミ製外部建具

- ① (洗浄) a 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。
b 中性洗剤を用いて汚れを除去して汚水を拭き取る。
c 水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。

3 外壁 (アルミ・タイル・石張り・コンクリート)

- ① (洗浄) a 中性洗剤を用いて汚れを除去する。
b 水拭きを行い、乾拭きして仕上げる。
c エフロレッセンスや錆汁が発生している場合は、専用剤で処理後水洗いする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかつたときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるとときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。